

船舶インシデント調査報告書

令和5年3月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	令和4年9月23日 15時00分ごろ
発生場所	長崎県西海市西彼町高島南方沖 田島灯台から真方位170° 1.1海里付近 (概位 北緯33°00.4′ 東経129°49.9′)
インシデントの概要	プレジャーボート池田丸は、釣りを終えて帰航中、燃料油を使い切 って船外機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年9月27日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 池田丸、0.72トン
船舶番号、船舶所有者等	292-52519長崎、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、西彼町風早郷の船溜まりを出港し、約20分かけて船だまりの北方に位置する田島東方海域に到着して釣りをを行い、夕方近くになって帰航していたところ、船だまりのある入江の入口付近で船外機が停止した。</p> <p>船長は、燃料油タンクの残油量を確認したところ、同タンクが空となっており、予備の燃料油もなく、携帯電話などの通信機器も持っておらず、付近を航行する船舶を待つことにした。</p> <p>船長の家族は、船長が夕方になっても帰って来ないので不安を感じて警察署に相談し、警察署からの通報を受けた海上保安庁が、ヘリコプター及び巡視艇により本船の捜索を開始した。</p> <p>船長は、本船が北東方の風に流され、周囲も暗くなってきたので錨を投入して救助を待っていたところ、翌日、巡視艇により発見された。</p> <p>本船は、巡視艇により船だまりまでえい航された。</p> <p>船長は、7月に1人で釣りに出掛ける前に給油を行ったが、給油量を覚えておらず、また、7月以来の出航となる本インシデント当日も、出航前に残油量を確認していなかった。</p> <p>船長は、家族から、単独での船釣りを行わないよう言われており、近々、家族と一緒に釣りに出掛ける予定であったが、その予定まで待ちきれずに1人で釣りに出掛けていた。</p>

	<p>船長は、携帯電話の取り扱いができず、ふだんから通信のできる機器を携帯していなかった。</p>
分析	<p>本船は、船長が、家族から単独での船釣りを行わないよう言われていたが、単独で船釣りに出かけたのち帰航中、燃料タンクの燃料油を使い切ったことから、船外機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、家族から単独での船釣りを行わないよう言われていた船長が、単独で船釣りに出かけて帰航中、燃料タンクの燃料油を使い切ったため、船外機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家族から単独での船釣りを行わないよう言われた船長は、単独で船釣りに出かかず、必ず、複数人で出かけること。 ・ 単独での操船に危険を感じている船長の家族は、船長が無断で船釣りに出かせないよう、船舶の鍵を厳重に管理すること。